

令和4年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第3号）

(輝くふるさと常任委員会)

令和4年3月8日（火）

午前 10 時 開 議

【 開 会 】

【 会議録署名委員の指名 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

日程第1 会議録署名委員の指名

【 議案第8号～第22号審査 】

日程第2 議案第8号 令和3年度葛巻町一般会計補正予算（第7号）・・・・・・・・ 1

日程第3 議案第9号 令和3年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

日程第4 議案第10号 令和3年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）・・・・・・ 13

日程第5 議案第11号 令和3年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

日程第6 議案第12号 令和3年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）・・・・・・ 13

日程第7 議案第13号 令和3年度葛巻町水道事業会計補正予算（第2号）・・・・・・ 14

日程第8 議案第14号 葛巻町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

日程第9 議案第15号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・ 19

日程第10 議案第16号 葛巻町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の全部を改正する条例・・・・・・・・ 19

日程第11 議案第17号 葛巻町災害復興基金条例を廃止する条例・・・・・・・・ 19

日程第12 議案第18号 高齢者福祉センター条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

日程第13	議案第19号	葛巻町新庁舎建設工事（1期・建築工事等）の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて	20
日程第14	議案第20号	葛巻町新庁舎建設工事（1期・電気設備工事）の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて	23
日程第15	議案第21号	公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて	25
日程第16	議案第22号	葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについて	25

令和4年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第3号）輝くふるさと常任委員会

告示年月日	令和4年2月24日（木）					
再開年月日	令和4年3月4日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和4年3月8日（火） 開議10時00分 散会11時42分					
委員出席状況  （凡例）  ○ 出席 △ 欠席 遅 遅刻 早 早退	議席番号	委員氏名	出席の標	議席番号	委員氏名	出席の標
	1	下屋敷 幸男	○	6	鈴木 満	○
	2	遠藤 裕樹	○	7		
	3	近藤 聖	○	8	辰柳 敬一	○
	4	山崎 邦廣	○	9	姉帯 春治	○
	5	柴田 勇雄	○	10	高宮 一明	-
会議録署名委員	1 番	下屋敷 幸男		9 番	姉帯 春治	
会議の書記	議会事務局長	触 沢 誉				

	役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	町 長	鈴木 重男	健康福祉課長	檜 木 幸夫
	副 町 長	觸 澤 義美	農林環境エネルギー課長 兼農業委員会事務局長	松 浦 利明
	教 育 長	高 畑 嗣人	建設水道課長	和 野 康弘
	農業委員会長		教 育 次 長 兼こども教育課長	千 葉 隆 則
	代表監査委員		まなび交流課長	大久保 栄作
	政策秘書課長	中山 優彦	病院事務局長	大石 和人
	総務課長	服部 隆行	政策秘書課室長	波 紫 徳 彰
	いらっしやい葛巻推進課長	石角 則行	総務課財政係長	櫻 田 慎
	住民会計課長	坂 待 典子		
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

( 開議時刻 10時00分 )

修費とか、こういうようなものの減額の理由と中身について説明をお願いします。

### 輝くふるさと常任委員長 ( 鈴木満君 )

朝の挨拶をします。おはようございます。

これから輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は8名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配布しているとおりです。

これから本日の審査日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長から、下屋敷幸男委員及び姉帯春治委員を指名します。

次に、議案審査に入ります。質疑、答弁とも簡潔、明快をお願いします。また、質疑する委員は、質疑する箇所のページを示し、一問一答方式で質疑願います。

初めに、日程第2、議案第8号、令和3年度葛巻町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。  
近藤委員。

### 近藤聖委員

よろしくをお願いします。議案資料の6ページ、補正予算書の22ページから23ページのところで、2款総務費、6目企画費の6、地域おこし協力隊関係の補正予算ですが、ここ減額で補正になっていますけれども、この一連の事業費とか研

### 輝くふるさと常任委員長 ( 鈴木満君 )

いらっしゃい葛巻推進課長。

### いらっしゃい葛巻推進課長 ( 石角則行君 )

ただいまの委員の質問に対してお答えいたします。補正予算の第7号のほうの資料の23ページ、そちらのほうを御覧いただいて、ご説明をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。こちらのほうで、まず1点目の全体的にということで、地域おこし協力隊の採用支援業務ということで、ものづくりマイスターということで、今年度協力隊を1名募集の予定でございましたが、途中まなび交流課のほうから、スポーツ担当のほうからスポーツ人材ということで、協力隊で募集をしてくれないかということの要望がありまして、途中で補正で替えまして、スポーツ人材のほうでの協力隊の採用ということで、こちらのほうのものづくりは減額したというものであります。

ちなみに、次の関係人口創出コーディネートということでも募集はしておったんですが、9月より募集をしておりましたが、なかなかこういった人材が集まらないということで、応募がなかったもので、それに伴い、実績に伴い、今回補正で減額したというものであります。

あとは、18の協力隊の研修費につきましては、

本来であれば様々な研修会があつて、そこに派遣という形を組んでおるものではありましたが、ご承知のとおりこのコロナの影響で、そういうふうな研修会がことごとく中止あるいはオンラインに変わったということで、オンラインでの実施ということで、現場に出向いていくという実施研修がなかったもので、この金額を減額させていただいたものであります。

以上です。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤委員。

#### 近藤聖委員

大体分かりました。もう一つ、今の件についてですが、業務を予定したのが、募集がなかった、または変更になったということなんですけれども、もともとはやるつもりだったわけですから、その支障といいますか、影響といいますか、そういうことは何かあったのでしょうかお聞きします。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

いらっしゃい葛巻推進課長。

#### いらっしゃい葛巻推進課長（石角則行君）

支障につきましては、本来この業務は、例えば関係人口創出コーディネーターということでやっておりますが、通常の職員もこの関係人口の事

業には関わっておりますし、さらにそのミッションを都会から来る人材が新たな視点を持ってこの協力隊をやっていただくということで、そういうふうな部分で新しく創出するような事業、あるいは新しい切り口、視点でやるというのは新たな人材から得られるものがあるということが考えられますので、そういうふうな部分はなかったので、残念だったということではなりません。

ものづくりにつきましては、町として何とかいろんな地場産品のものを使って葛巻で、例えば今はヤマブドウを使って山ぶどうワイン、あるいはワインソルトとか、そのような商品開発はあるんですが、新たな目線で私たちが気づかないような何か素材、そういったものを作るものづくりというのがあればということで、ミッションを起こしておったんですが、そういうふうなものができなかったというのは、喫緊のものではないという考え方からすれば、喫緊のものであったスポーツ人材、スポーツのコーディネーター、そちらのほうに人的に今回は配慮して回したということで、ご理解いただきたいと思います。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

12ページの町税、法人の部分で、滞納繰越分で398万5,000円、収入になっているわけですが、たしか当初予算ではここの部分は制限の

予算科目ではなかったのかなど、そのように記憶しておりますが、この滞納繰越分、何社の分でのようになっていたのか、それから法人全体での滞納分はどのくらいあったのか、その内容についてお知らせをいただきたいと思います。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

住民会計課長。

**住民会計課長（坂待典子君）**

ただいまの質問のほうにお答えしたいと思います。おっしゃるとおり当初予算編成時には、こちらの滞納繰越分は納付見込みで、計上しておりませんでした。ところが、年度末になって法人のほうから徴収猶予の申請のほうを受けまして、繰越額が決定したものを今回計上させていただきました。

滞納繰越分の全体額については、法人についてはこれが全部というか、全額になります。

以上でございます。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

1社分というふうな理解でいいんですか。

それから、法人の分で滞納繰越分はこれだけだったんでしょうか、そこのところをもう少し詳しくお知らせいただきたいと思います。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

住民会計課長。

**住民会計課長（坂待典子君）**

お答えいたします。おっしゃるとおり1社だけでございます。滞納繰越は、こちらのほうの法人の住民法人税のみになっております。

以上です。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

滞納繰越分でこのような収入があるというふうなことは、非常に歓迎すべき収入なわけですが、こういったような滞納繰越分の収入になったという努力の成果は、どのような形でこのようになったのですか。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

住民会計課長。

**住民会計課長（坂待典子君）**

お答えいたします。こちらのほうの滞納繰越分ですが、コロナの影響を受けた事業所のほうから徴収猶予ということで、こちら2年目になります。それで、国のほうでも特例を認めておりまして、そちらのほうでは担保なし、延滞金なしで支

払い可能額を示しておりますけれども、なるべく次に滞納繰越をしたくないという思いから、当町では分割にて支払いしておりました。その分が今回収入になるということになります。よろしくご理解賜りたいと思います。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

次に、次の段階の固定資産税で、償却資産でマイナスの2,270万ほどの減額の補正予算が出ているわけですが、簡単な説明でしたので詳しく分からないわけですが、風車に係る分というふうに認識させていただきましたけども、一度にこのように2,200万円も超える多額の償却資産、通常ではあり得ないのじゃないのかなと、このように思うわけですが、こういったような事務の取扱いについてはどのような方法で査定をして、この減額の金額が出てきたのか、詳しく内容をお知らせいただきたいと思います。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

#### 住民会計課長（坂待典子君）

お答えいたします。風力発電の償却資産については、所有者のほうに申告義務がございます。その申告書に基づいて当町のほうでは課税してい

るわけですが、その課税標準額、定められた耐用年数、原価率など、そういう判断のほうで当町のほうでは間違いがあったわけではございません。当初課税して、後から会社側のほうから内部の連絡調整、連携が取れていなかったということで、送電線に関して一部町外にわたっていた分が誤って申告されておりましたというお話を聞いております。

金額が大きかったという部分については、規模が大規模にわたっておりまして、送電線についても距離とか施設数、かなり多くの部分、大部分の部分の約半分が他町村にかかっていたということが原因ではないかなと思われま

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

町税の中の固定資産税の中で減額、このように非常に大きな金額ですよ。貴重な金額です。簡単にこのように計上になってくるといふような事務で、大変申し上げにくいんですが、例えば私は町側の事務ミスというふうな形で、何か今のお話ですとそういうふうなお話がないので、少しだけは安心しました。そういうふうなこともこの償却資産では減額の際には危惧されるわけがございます。

それから、この金額、ただ単に補正だけの2,270万じゃなくて、翌年度の令和4年度の当初予算、

ずっと償却、多分 15 年かと思っておりますけれども、ずっと響いてくるんじゃないかなと思います。全体的な 2,270 万減額したことによって、例えば 15 年間分の、そうしますと減額は、影響額はどのような形になってくるのか、計算しておられるでしょうか。物すごい額になるのじゃないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

副町長。

**副町長（觸澤義美君）**

副町長からお答えいたします。この件であります、上外川の風力発電施設の送電線に係る部分であります、この送電線は葛巻町と岩手町に関わった送電線の施設でございます。その中で、事業者のほうで申告する際に、葛巻としての範囲のところとして申告したことによって間違いが生じて、その修正申告を事業者が行いまして、2,200 万ほどであります、令和 3 年度の修正を基に今減額していきまして、この後についてはその修正に基づいた額で移行してまいりますので、その後さらに影響してくるということはない内容のものであります。単年度で修正申告して、処理をしていただいている内容ということでありますので、その後については影響しないものと、このように思っております。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

継続しないということは承知いたしました。ありがとうございます。

いずれ多額のこのような部分については、そうしますと申告内容も十分吟味していく必要があるかと思っておりますので、このようなことのないような事務処理、あるいはこちらのほうの非がなくても、相手側についても十分な指導とか、そういうふうなものが必要ではないのかなと思いますので、十分留意したほうがよろしいのじゃないのかな、このようなことを申し上げたいと思います。

次に、同じページでございますが、普通交付税の部分でお伺いをいたしたいと思います。今回 1 億 111 万 2,000 円ほどの普通交付税の増額でございます。11 月が多分普通交付税の交付時期の部分でございますが、説明もちょっと早くて聞きにくかった分がございまして、今回のこの金額、どのような形での要因で増額になってきたのか、その内容についてお伺いをいたしたいと思えます。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

総務課長。

**総務課長（服部隆行君）**

お答えを申し上げます。今回の普通交付税の関



係でございます。まず、国の動向からご説明をさせていただきます。国におきましては、令和2年度国税決算並びに令和3年度の国税収入の補正、これに伴いまして増額をされました地方交付税法定率分の額4.3兆円のうち2兆円につきましては、令和3年度の地方交付税総額に加算をして交付するという措置が講じられてございます。これに伴いまして、総務省では令和3年度普通交付税の再算定を行いまして、12月24日に各地方公共団体に対する普通交付税の交付額を変更決定したものでございます。

当町への追加交付額でございますが、委員おっしゃいましたとおり1億111万2,000円となつてございまして、12月27日に実際に交付されてございます。

1億111万2,000円の内訳でございます。3つございます。まず、臨時経済対策費ということで6,456万3,000円、これは令和3年度のみ創設されました費目でございます。2点目は、臨時財政対策債の償還基金費として3,384万2,000円、こちらも令和3年度のみ創設された費目でございます。3点目、調整額の復活ということで270万7,000円でございます。合わせて今回交付額でございます1億111万2,000円となっているものでございます。

以上でございます。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

そうしますと、臨時的なような形の普通交付税というふうな形になるのでしょうか。基準財政需要額とか、そういうふうなものには影響しない、次年度にも影響しないような今回の増額内容というふうな形になるのでしょうか、その辺はどのような形になるのでしょうか。例えば基準需要額だとは思いますが、次年度のほうに、令和4年度に繰り越して、そういったようなことも加算措置になってくるものかどうか、そこをちょっと確認させていただきたいと思つています。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

総務課長。

**総務課長（服部隆行君）**

お答えを申し上げます。先ほど申し上げましたとおり、新たに創設された費目、令和3年度のみこの費目が主な内容でございますので、今年度限りというふうなことでご理解を賜りたいと思つています。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

この件については分かりました。

その次、16ページ、お願いいたします。16ペー

ジの中ほどに町災害復興基金繰入金、77万6,000円になっておりますね。条例の廃止も出ておりますので、関連がありますので。少ない77万6,000円でございますが、こういったような廃止になる場合については、こういったような基金の繰入金の財源は一般財源化になってくるのかどうか、そのような認識でよろしいのか。普通であれば必ず特定財源のほうに入りますよね。こういったような部分については、多分特定財源に見当たらないので、一般財源化されるのかなという、こういったようなケースもなかなか出てきませんので、お伺いをいたします。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

総務課長。

**総務課長（服部隆行君）**

お答えを申し上げます。今般上程しております基金条例の廃止とも関連するものでございますが、委員おっしゃいましたとおり、この残額の77万6,000円につきましては一般財源となるものでございます。

以上でございます。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

この件についても分かりました。ありがとうございます

ございました。

次に、23ページ、お願いいたします。23ページに戸籍住民基本台帳費がございますが、マイナンバーカードの所有者の転出入のワンストップ化対応業務190万8,000円ほど、このように計上になっておりますが、これについては転出入のワンストップ化対応業務、どのような形で今行政のスピード化には関連があらうかと思っておりますが、具体的にどのような形に変わっていくものでしょうか、その内容についてお伺いをいたしたいと思っております。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

住民会計課長。

**住民会計課長（坂待典子君）**

ただいまの質問にお答えいたします。こちらのマイナンバーカード所有者転出入ワンストップ化対応業務でございますけれども、こちらはマイナンバーカードの所有者が、国が運営するオンラインサービスであるマイナポータルにて転出届、また転入予約を行います。そして、転入時の市町村役場があらかじめ転出証明書と同様の情報、例えば氏名、生年月日、転出入予定日等々、それらを事前に準備を行うことで転出、転入の時間短縮、ワンストップ化を図るというもので、転出時の市町村役場へ行かなくても転出届ができるという、そういうシステムを改修するものでございます。

以上です。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

これにつきましても分かりました。

もう一つ、お伺いをいたしたいと思います。31ページの病院費の中での今回へき地医療確保対策費6,789万円の減額になっております。大変大きな数字でございます。ここに計上になっているものは、病院会計に行っても収入になってくるかと思っておりますが、これもちょっと説明を聞き漏らしたんですが、今回このように減額になったいきさつ、ゼロになりましたよね。これがゼロになることによって病院との関わりはどのような影響が出てくるのか、その内容について詳しくご説明をお願いいたしたいと思います。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

副町長。

**副町長（觸澤義美君）**

お答えいたします。今回の補正でございますが、病院に繰り出してといいますか、出してある事業費になるわけでありましたが、その中で僻地の医療対策費が6,700万ほど今回減額となっておりますが、これは国の制度の中で見直しをされまして、この制度による対策費の分について

は今回見直しされまして、見られなくなったという内容のものでございますが、併せまして不採算の地区の病院対策費であります。これにつきましては新たに2,700万ほど見ていただける、そういう全体の制度的な内容の改正がございまして、今回のような補正をお願いする内容となっております。

したがって、この差であります。約4,000万ほどでありますけれども、病院への従来の繰り出しからしますと削減されていると。国の制度によつての特別交付税で見ていただいているわけですが、それがそのように減額されて交付されるというような内容のものであります。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

大体おおよそは分かりましたので、私は終わります。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

ほかに。姉帯委員。

**姉帯春治委員**

ページ数は35ページでございます。今完成をしました道の駅レストランでございますけれども、あまりにも時間がかかったのではないかなと思っておりますが、まず令和2年12月12日に着

手しておりますが、そして3年12月27日に完成ということになっております。そして、まず引渡ししているのは令和4年1月15日ということですが、そしてこの間の3月1日から運転しているようでございますけども、あまりにも時間がかかり過ぎたし、皆さんもどうなってんよという話がいっぱいありました。ただ、なぜこういうふうにならぬのか、その辺をよろしくお願ひしたいなと思っております。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

農林環境エネルギー課長。

**農林環境エネルギー課長（松浦利明君）**

道の駅のレストランの関係でございましたけども、建物そのものにつきましては外構工事まで含めると12月いっぱい完成したところでございましたけども、その後小さな備品等の納入、あるいは調整が遅れていたということが第1点、それから運営者側と使用者側、施設を使用する使用者側との調整の中で、2月から何とかお願ひしたいというようなことで進めてまいりましたが、この間コロナの影響等もありまして、なかなかオープンが厳しいだろうというようなこともあったんですけども、何とか3月1日からオープンすることでお願ひしたような経緯でございますので、よろしくお願ひいたします。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

姉帯委員。

**姉帯春治委員**

昨年だの、議会で町内視察したところ、まずお盆前だったのではないかなと思っておりますけども、そのときには9月頃には何とか動くようになりたいというような話がありましたけども、あまりにも小さい建物で時間がかかったのではないかなと思っておりますが、そしてあと12月27日に完成したということがございますけども、その分約2か月間あるわけですが、あれのテナント料というか、あれは月15万ぐらいかかると言っただけか、それはどっちのほうで納めるわけですか、その2か月間、空いた分については。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

農林環境エネルギー課長。

**農林環境エネルギー課長（松浦利明君）**

施設のほうは、レストラン棟というようなことになっておりまして、条例で日額が5,730円と決められているものでございますので、30日で計算しますと17万1,900円、それから365日で計算しますと年間で209万1,450円ぐらいになるのかなというように思っております。

1月15日から引渡しをして使用許可を出しておりますので、それ以降1日5,730円の計算で、こちらのほうで請求書を出して、施設を使用する方から納入していただくというような流れにな

っております。よろしくお願いいたします。

ればと思います。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

姉帯委員。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

ほかに。遠藤委員。

**姉帯春治委員**

まず、葛巻町内の玄関口ということで、早く皆さんも一回は食べてみたいという話がたくさんありました。その中で、いや、何しているのかなど私は思っていますけども、形だけは早くできたんですけども、営業にならなかったということでございますので、できればもうちょっと詰めたやり方をすれば早く営業できたのではないかなと思っておりますが、この辺についてはどう思っていますか。

**遠藤裕樹委員**

37 ページ、お願いします。商工振興費の中で、中心市街地活性化事業費 160 万減になっているということでございます。恐らくこれについては、イベント等の中止が影響されているものだと思いますけれども、中身としてどのようなものだったかお聞きしたいと思います。行われた事業、あるいは中止になった事業等について説明をいただきたいと思います。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

農林環境エネルギー課長。

もう一点、次の観光費の中で、観光事業経費委託料、くずまき型DMO事業で 540 万減額になっておりますが、この中身について説明をいただきたいということです。

**農林環境エネルギー課長（松浦利明君）**

それにつきましては、完成して引渡しをして、すぐ営業をとることを想定して当初から進めてきたわけですが、工事のほう、それから備品関係の納入が遅れたこと等もございまして、それから使用者側の状況もございまして、その間にコロナも感染したというような状況もありまして、引渡しをしてすぐのオープンが、準備期間もあったというようなこともございますので、3月からのオープンになったということでご理解いただけ

それと、3点目で工事請負費、これは単独事業として木橋建設工事 920 万の減額になっておりますが、この中身についてもお知らせいただきたいと思います。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

いらっしゃい葛巻推進課長。

**いらっしゃい葛巻推進課長（石角則行君）**

ただいまの商工観光に関わる観光費の減額、3点お答えいたします。1点目の 160 万円の中心市

街地活性化事業の減額の中身でございますが、この部分は委員先ほどおっしゃるとおり、まちなかイベントに補助しているものでございます。それで、秋イベント等できなかった部分を精査いたしまして、その分として計上している中身の分を120万ということで減額するもの。そのほかに、この予算の中には昨年度歩き回りたくなるまちなかづくりということで、歩行者天国をやった部分で、今年こういったイベント等で歩行者天国をやった場合に補助するというものを企画しておったんですが、なかなかそれができる機会がなくて、その分が40万円ということで、合わせまして160万円の減額ということでございます。1点目は以上になります。

2点目のDMO事業の中の委託料の説明をさせていただきます。540万円の減額の内訳ということですが、これはDMO事業の中で様々なソフト事業をやっておる中で、ご存じのとおりコロナの影響もありまして、どうしても事業、イベントが開催できなかったもの、例えば大きなものでは稼ぐ着地型観光ということでイベントが、サイクルイベントですが、中止になったものがございました。そのほかにも新商品開発ということで、今年度また継続して新商品の開発をとということでしたが、なかなかこれも飲食に伴う、試食をするとか考えると、そういったことで新たに食の部分の発展ということでやった部分がございましたが、そちらのほうはどうしても部会員として集まってやることできないという判断から、そち

らのほうを減額させていただいたもの、そういった部分とか、あるいは企画していたリノベーションでの……失礼しました、この中での都会から講師をお招きしてやる部分は、行動制限等があって来ることができなくて、オンラインでやって、そういったかかる経費の部分で減額したものが主立った内容で540万ほどになったものでございます。

続きまして、3点目の工事請負費のほうですが、こちらにつきましては議員おっしゃるとおり大橋の上屋の工事でございます、その部分の入札残ということで、こちらのほう、当初予定していたのが入札率で言うと、請負率97.5%で請け負っておりまして、その分で当初の設計予算費から920万ほど残が出て、そちらのほうを今回減額補正させていただいたというものになります。

以上、お答えいたします。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

遠藤委員。

**遠藤裕樹委員**

よく分かりました。恐らくコロナの影響、かなりあったものと思いますが、今年度に関しましてはぜひとも活性化のためにもイベント、事業につきましてはしっかりと行っていただきたいなど思っております。よろしくお願いします。ありがとうございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第8号、令和3年度葛巻町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第8号、令和3年度葛巻町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第9号、令和3年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。この採決は

起立によって行います。議案第9号、令和3年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第9号、令和3年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第10号、令和3年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第10号、令和3年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第10号、令和3年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第11号、令和3年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第11号、令和3年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第11号、令和3年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第12号、令和3年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第12号、令和3年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第12号、令和3年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第13号、令和3年度葛巻町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第13号、令和3年度葛巻町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第13号、令和



3年度葛巻町水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第14号、葛巻町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。  
山崎委員。

#### 山崎邦廣委員

消防団員の報酬の見直し後の報酬の水準についてお伺いしたいと思います。分団の皆さんにつきましては年間を通しまして活動いただいているところでありますが、今回の見直しによりまして、近隣町村と比較してどの程度になるのか。同一に比較できない部分もあるかと思いますが、お伺いいたします。

#### 輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

総務課長。

#### 総務課長(服部隆行君)

お答えを申し上げます。今般の消防団員報酬、処遇改善につきましては、消防庁のほうからの検討結果が出されまして、基準額が団員階級で、年額報酬で3万6,500円、また出動報酬につきましては、災害時においては日額8,000円というふうな基準が発出されております。これは、現在全国的な、全自治体でこういう検討がなされているというふうに思っております。

さらに、近隣の自治体におきましても、まさに今般の3月議会におきまして議論なされていると承知してございますので、詳細の金額については、ちょっとここでは差し控えさせていただきたいわけですが、おおむねさっき申し上げました団員階級で3万6,000円並びに災害時の出動報酬については日額8,000円、こちらを基準にした水準になるものと考えてございます。

以上でございます。

#### 輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

ほかに。柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

消防団活動につきましては、日頃敬意を表しているものでございまして、今回このように消防庁から示された額以上になったものと、今の答弁でもそのように理解をしているものでございます。

基準額と報酬額についてちょっとお伺いをいたしたいわけですが、地方交付税措置額、団長以下、このようになっているかと思っておりますが、基準以下はないと思っておりますが、団員は多分この基準額と同額ではないのかなと思っておりますが、あと団長から班長の部分で地方交付税措置以上の額になっているのかどうか第1点でございますが、その関係についてどのような形になっているのか、お伺いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。今回お示ししております金額につきましては、地方交付税の措置単価以上とはなってございません。

以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。報酬額はそのような形というふうなことで理解しました。

ただ、交付税の算定上の団員数、数でございますが、これ人口10万当たり583人となっているようなのですが、例えばこの基準で、当町の団員の定数が346人なわけですが、そうしますと消防庁での交付税の算定上の団員数はどのぐらいになるでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。財政措置、いわゆる地方交付税上の人数ということでございますが、申し訳ございません、詳細な資料は今手元にござ

いませんが、消防費全体に係る交付税措置につきましては、団員報酬のほかに全消防活動に係る諸経費に対しまして様々な、いわゆる補正係数、これを掛けて算出されているものでございますので、単純に団員数掛ける報酬額イコールとなるものではないということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

私の試算でございますが、現在の定員上の346人ほどにははるかに届かない、消防庁の交付税算定上の団員数ではないかなと思います。50人に満たない団員になるのじゃないのかなと。そうしますと、消防団活動がもうやれないような、そのぐらいの乖離がここの問題にはあるのじゃないのかなと思っておりますが、この交付税算定上でもかなりの乖離があるような部分については特別交付税で措置をしておりますよというふうなものがあるようですが、お分かりでしたら、そのようなこともどのぐらいの交付税上の算定に消防団の報酬関係について来ているのか、お知らせをいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長。

**総務課長（服部隆行君）**

お答えを申し上げます。現段階での情報ということでご理解いただきたいと思いますが、団員報酬の中に今回出勤報酬がございます。こちらにつきましては、実績に応じまして特別交付税により措置をされるというふうに伺ってございまして、措置率は0.8と伺ってございます。

以上でございます。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

今回出勤手当についてもそのようなことなようでございますが、出勤手当については、これまでは費用弁償的な考え方もあったようですが、今回からは報酬のような感じで算定されているようですが、これが報酬でございますから、個人支給が原則じゃないのかなと思いますよね。現在、これまでは必ずしもこの報酬が各個人に行き渡ってはいないのではないのかなという話もございますが、どのような捉え方をしているのでしょうか。今回この報酬改定により、全部各個人に本来は支給していくべきものだと、このように思っておりますが、そういったような考え方はどのように思っているのでしょうか。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

**総務課長（服部隆行君）**

お答えを申し上げます。現状でございますが、現在柴田委員おっしゃいましたとおり、個人ではなくて各分団のほうに支払いをしているものでございます。ただし、今回の国から示されました処遇改善におきましては、報酬につきましては団員個人に直接支給することを徹底するというふうなことも示されておりますので、今般の改正に伴いまして支給方法についても団員個人に直接支給をするというふうな改正でございます。

以上でございます。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

今回の改定報酬からは、個人宛てに支給というように理解でよろしいですね。分かりました。

これまでの経緯も、いろいろな分団運営費、団の団運営費ですよね、こういったような部分については、団員の方からのお話を伺いますと、ほとんどが団の運営費に充てられてきたというふうな形で、しかもそれで足りなくて、団の運営費が給付によって賄われているというような問題が背景にもあるようですが、こういったような部分では寄附は違法行為というような判例もあるようですが、寄附についても見直す時期ではないの

かなと、併せて。そのように思うわけでございますが、消防団の意向等もお聞きしなければならぬかとは思いますが、分団運営費の寄附については見直す機会、チャンスではないのかなと思っておりますが、どのようなお考えがあるのかお伺いをしたいと思っております。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

#### 副町長（觸澤義美君）

それでは、お答えいたします。地域の分団の運営と申しますか、これについての地域からの寄附をいただきながら、その活動を支えてきていただいているという実態が、これまではそのような内容であったわけですが、現在と申しますか、来年度であります、1つには新たな取組といたしまして分団の屯所の運営費に係る光熱水費であります、これにつきましてもこれまではそれぞれの分団の管内の皆さんからのご支援によって運営してきた、管理してきた経緯がありますが、これについては今回見直しをいたしまして、町の全分団の屯所運営に係る光熱水費は町のほうで負担するというような内容の下に、令和4年度の当初予算にそういう内容の計上をしておるところであります。

あわせて、最近の高齢化が著しく進む状況、それから地域においての状況を見ますと、そういう中で年金生活者の割合も高くなってきて

いるというような、そういう状況の中で、その地域内での負担の軽減と申しますか、こういったふうなことについても度々要望と申しますか、意見等も伺っているところではありますが、今後そういう状況等もしっかりと精査しながらありますが、地域の負担軽減のために一層努力していきたいと、このように思っておるところであります。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

消防団の寄附の問題については、これまでの経緯等も十分知っておりますので、現在は違法行為というふうな形になっているわけですが、この分野についても報酬の見直しを機会に、ぜひ団の運営費等についての措置が私は必要であろうと思っておりますので、今後の重要検討課題としてぜひ取り組んでいただきたい、このように思いますが、もう一度この問題については答弁をお願いしたいと思っております。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

#### 副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。地域の分団の運営費に係る経費につきましてのご質問ですが、今回国の処遇改善と申しますか、団員の処遇改善の見直

しも行われたところでありまして、併せましてこれからは地域分団の運営費に係る経費の軽減をどうその地域で、町として図っていくかということが課題であろうと、このように認識しております。いずれそういう課題を今後整理いたしまして、その改善に努めてまいりたいと、このように思っております。よろしく願いいたします。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第 14 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 14 号、葛巻町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第 14 号、葛巻町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

ここで 11 時 20 分まで休憩いたします。

（休憩時刻 11 時 03 分）

（再開時刻 11 時 20 分）

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

輝くふるさと常任委員会、議案審査、次に日程第 9、議案第 15 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第 15 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 15 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第 15 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10、議案第 16 号、葛巻町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の全部を改

正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 16 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 16 号、葛巻町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の全部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 16 号、葛巻町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の全部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 11、議案第 17 号、葛巻町災害復興基金条例を廃止する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 17 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 17 号、葛巻町災害復興基金条例を廃止する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 17 号、葛巻町災害復興基金条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 12、議案第 18 号、高齢者福祉センター条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 18 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 18 号、高齢者福祉センター条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 18 号、高齢者福祉センター条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 13、議案第 19 号、葛巻町新庁舎

建設工事（1期・建築工事等）の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。  
姉帯委員。

#### 姉帯春治委員

まず、変更前は28億4,350万でしたが、それに追加する分が2億6,199万8,000円となりますが、あと変更後は31億になるわけですが、この工事の内容についてお願いします。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

#### 政策秘書課長（中山優彦君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。当初設計に比べて増額した分についてということでございますけれども、この建築工事の大きな要因といたしますのは、大部分は単価の増額でございます。特に鉄筋だとか、そういうふうな部材単価、これが例えば1年前からの単価に比べますと約30%ほどが値上がりをしているというようなことでございまして、当初設計に比べて純然たる変更というものは1.数%程度なわけでございますけれども、多くは資材単価の高騰によるものというふうにご理解いただければと思います。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

#### 姉帯春治委員

まず、稼ぐ作業員の方々がかなり頑張っていて働いてくれているなと思っております。ましてや昨年度だったかな、自分は散らばっている鉄くずをスクラップ屋に持って行って売ったわけですけども、11円でしたが、その1年後には35円ぐらいになっていたので、どうして合わせているのかなと、こういうふう感じていました。まず、事故もないように進んでいると思いますので、頑張ってもらいたいなと思っております。

終わります。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。近藤委員。

#### 近藤聖委員

今の件にちょっと関連してお聞きします。先日の議案説明のときに、この増額の理由に、今資材の値上がりということで、うなずけるんですけども、この前は町産材という言葉があって、コロナ禍というのがあって、原油高騰というのも入っていました。原材料値上がりとか、町産材の値段とかそういうのは詳しく分からないんですが、原油高騰の影響、今すごく上がっているんですけど、ここの分が相当あるのかなと思うんですが、この辺ちょっと詳しく教えていただけますか、どのぐらい上がっているのか。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

政策秘書課長。

**政策秘書課長（中山優彦君）**

お答えをいたします。原油高騰の値上がりというふうな、皆さんもガソリン入れるときに10円、20円高くなっているというふうな、そういうふうな影響はご存じかと思えますけれども、正確には原油高騰によって資材の単価のほうにどういうふうに影響があるかというのは、深くは研究をしておりますけれども、いずれ資材を運ぶに当たっての、例えば鉄筋でいいますと鉄鉱石だとか、ほとんど海外から入ってくるわけでございまして、その輸送費だとか、そういうふうなものもこの単価のほうに影響があるのではないかなと思っております。

あと、町産材についての変更の部分でございませけれども、これは集成材を使って、そのモニュメントといいますか、葛巻のマークをかたどったりしたものを庁舎の見えるところに配置するというようなことも考えておりましたけれども、こういうふうな加工に係る部分というふうなものも結構お金がかかるものでございまして、そういうふうなものの増額と。ただ、先ほども申し上げましたけれども、多くの部分につきましては資材単価によるものが大きな部分でございまして、純然たるそういうふうな当初設計に比べた変更というものは数%、1.何%ということで、四千五、六

百万ですか、その程度で収まっているというふうなことでご理解いただければと思います。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

近藤委員。

**近藤聖委員**

ありがとうございます。丁寧に原材料のほうを教えていただいたんですけども、私、原油高騰と聞いて、普通だと例えば機械のガソリン代だとか、そういう燃料として使う分の高騰もあるのかなと思ったんですが、実際に工事、いつも見ていると、物すごく暖房、コンクリートを打つときに、夜中ずっとボイラーをたいているというのかな、音も聞こえるし、何かちょっと明かりも見えるしというのがあって、それがすごく大きいんじゃないかなと思っているんですが、今そこはなかったんですけど、その辺はなかったんですか。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

政策秘書課長。

**政策秘書課長（中山優彦君）**

頻繁にコンクリートの打設を行っているわけでございませけれども、冬季の間はコンクリートを凍らせないというふうな手だてをしなければいけないということで、夜通しジェットヒーターなりなんなり、そういうふうなものをたいているかと思えますけれども、委員おっしゃいましたとお



り、それらに係る燃料費というものもかなり大きい部分がございますけれども、先ほど以来話しておりますけれども、多くは資材の高騰による部分だというふうに感じております。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤委員。

#### 近藤聖委員

詳しいところまでは、きっとなかなか難しいんだろうなと思いますけども、あともう一つ、関連して、原油高騰、これからも続くと思うんですよ。そうすると、また上がるんだろうな。ニューヨークの原油取引のニュースを見ると、130 ドルになったということは、この工事費のあれは9.2%ぐらい増えているんですが、原油だけ見ると30%も40%も上がっている感じなので、今後想定されるのじゃないかと思うんですよ。だから、今後考えておいたほうがいいんじゃないかな、また増額されるということが考えられると思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

#### 政策秘書課長（中山優彦君）

今後の増額ということは、ないとは言い切れな  
いわけでございますけれども、躯体の部分はほと

んどコンクリート打設だとか、そういうふうなものが終わっている段階でございまして、今後は内装のほうに主に取にかかって、今も取にかかっているんですけども、主な工事内容とすると内装の部分ということになりますので、変更増額ということはないとは言い切れませんが、大きな変更になるものではないというふうに感じております。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第19号、葛巻町新庁舎建設工事（1期・建築工事等）の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第19号、葛巻町新庁舎建設工事（1期・建築工事等）の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第20号、葛巻町新庁舎

建設工事（1期・電気設備工事）の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。  
近藤委員。

**近藤聖委員**

議案説明のときに、これ理由として太陽光発電設置ということでしたので、何か期待をしているんですけども、これは当初計画にあったのでしょうか。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

政策秘書課長。

**政策秘書課長（中山優彦君）**

当初設計では見込んではおりましたが、屋根をつけるような構造になりますので、そういうような部分に太陽光発電をつけて、町内で電気を幾らかでも賄うことができたということでの変更増というふうなことになります。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

近藤委員。

**近藤聖委員**

当初から太陽光発電ついたらいいなと思っていたんですけども、つくということで期待をして

おります。

この太陽光発電、新庁舎の場合は、規模は分からないんですけども、電気料、どのぐらい庁舎の分に賄えるのか、今分かるでしょうか、教えてください。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

政策秘書課長。

**政策秘書課長（中山優彦君）**

具体的な数字を今申し上げることはできないんですけども、どれくらいになるか、今後正確なところをつかんでおきたいと思います。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

近藤委員。

**近藤聖委員**

大体分かりました。太陽光発電、15年ぐらい前の定額契約のときには1キロワット48円で買っていたものが、今どこも9円なので、減ったので、そんなにはならないかなとは思うんですけども、でも葛巻はやっぱりクリーンエネルギーの町です。すぐくこれは象徴的になるんじゃないかなと思うので、例えば電力会社に交渉して高く買ってもらうとか、たくさん葛巻でそういうものが宣伝できるようになるといいなと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第 20 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 20 号、葛巻町新庁舎建設工事（1 期・電気設備工事）の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第 20 号、葛巻町新庁舎建設工事（1 期・電気設備工事）の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 15、議案第 21 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

せんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第 21 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 21 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第 21 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 16、議案第 22 号、葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第 22 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 22 号、葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 賛成者起立 )

起立全員です。したがって、議案第 22 号、葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

以上で本日の審査日程は全て終了しました。

11 日金曜日は、午前 10 時から開きますので、本会議場にご参集くださるよう口頭をもって通知します。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

( 散会時刻 11時42分 )

以上、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容が正確なことを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

輝くふるさと常任委員長

輝くふるさと常任委員

輝くふるさと常任委員